

改訂後	改訂前
3 OKI Pay 利用特典の過剰付与または過小付与の場合の取扱い 前条の規定にかかわらず、当行が必要と判断した場合には、あらかじめ利用者への通知を行うことなく、以下を行えるものとします。 ① 何らかの事象により利用特典の過剰付与が確認された場合、利用者の預金払戻請求権等の弁済期が到来しているかを問わず、当行の判断にて、以下のいずれかの方法により、対等額にて相殺されるものとします。 ・翌月以降の利用特典から差し引く方法 ・引落指定口座からの引き落とし ・その他相当な方法 ② 何らかの事象により利用特典の付与額が不足していた場合、利用特典付与日にかかわらず不足分の追加付与を行う。 (2025 年 10 月 24 日現在)	(新設) (2022 年 3 月 7 日現在)

以上